

青森市森林博物館条例（平成十七年条例第百九号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（観覧料及び使用料）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により納付した観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、<u>観覧料及び使用料</u>について、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第七条～第十一条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十二条 博物館の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを<u>行わせることができる。</u></p> <p>第十三条（略）</p> <p>（<u>利用料金</u>）</p> <p>第十四条 <u>第十二条の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせることとした場合は、博物館を利用しようとする者は、第六条第一項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により指定管理者に收受させ</u></p>	<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（観覧料及び使用料）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により納付した観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、<u>_____使用料</u>について、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第七条～第十一条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十二条 博物館の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを<u>行わせる_____。</u></p> <p>第十三条（略）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>た利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、別表に定める観覧料及び使用料の額に〇・七を乗じて得た額から当該観覧料及び使用料の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第十五条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、前条第一項に規定する利用料金を減免することができる。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第十六条 (略)</u></p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十七条 (略)</u></p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会又は指定管理者においてこれを代行し、その費用を使用者から委員会が徴収する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第十八条 (略)</u></p> <p>別表(第6条、第14条関係) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第十四条 (略)</u></p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十五条 (略)</u></p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、_____指定管理者においてこれを代行し、その費用を使用者から委員会が徴収する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第十六条 (略)</u></p> <p>別表(第6条_____関係) (略)</p>